

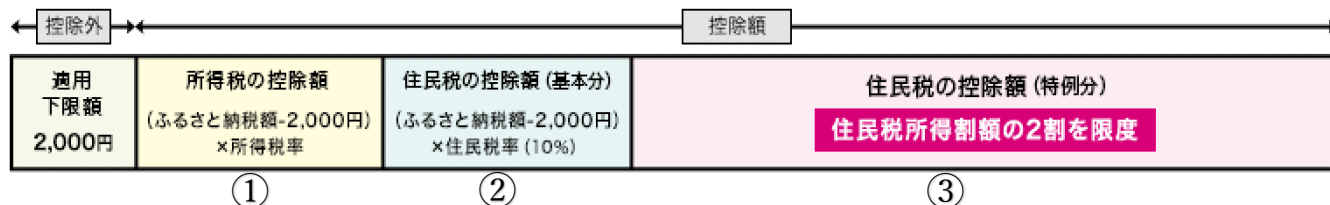
ふるさと納税の寄附金控除額の計算について

2026年4月1日

ふるさと納税の控除額

ふるさと納税に係る寄附金控除は、以下の順でそれぞれ控除され、寄附金額が上限額を超えない場合は2千円を超える部分の全額が控除されます。この場合、ふるさと納税額=2000円+①+②+③となります。

※ワンストップ特例制度を利用した場合、①所得税寄附金控除相当額が住民税から控除(申告特例控除)されます。



$$\text{①所得税の控除額} = (\text{ふるさと納税額} - 2,000 \text{円}) \times \text{所得税率}$$

所得税からの控除額は、上記①の計算式で決まります。

なお、控除の対象となるふるさと納税額は、総所得金額等の40%が上限です。

※令和19年中の寄附までは、所得税率は復興特別所得税の税率2.1%を加えた率となります。

住民税からの控除には「基本分」と「特例分」があり、それぞれ以下のように決まります。

$$\text{②住民税からの控除 (基本分)} = (\text{ふるさと納税額} - 2,000 \text{円}) \times \text{住民税率}(10\%)$$

住民税からの控除の基本分は、上記②の計算式で決まります。

なお、控除の対象となるふるさと納税額は、総所得金額等の30%が上限です。

$$\text{③住民税からの控除 (特例分)} = (\text{ふるさと納税額} - 2,000 \text{円}) \times (90\% - \text{所得税率})$$

住民からの控除の特例分は、この特例分が住民税所得割額の2割を超えない場合は、上記③の計算式で決まります。

$$\text{③'住民税からの控除 (上限額を超えた場合の特例分)} = (\text{住民税所得割額}) \times 20\%$$

特例分(③で計算した場合の特例分)が住民税所得割額の2割を超える場合は、上記③'の計算式となります。

この場合、①、②及び③'の3つの控除を合計しても(ふるさと納税額-2,000円)の全額が控除されず、実質負担額は2,000円を超えます。

※所得税率について

・原則として所得税の総合課税に係る税率(5.105%~45.945%)で計算します。ただし、申告分離課税(土地・建物等の譲渡所得、株式等の譲渡所得など)のみで課税される場合は、申告分離課税に係る税率で計算します。

<表Ⅲを参照>

・上記の①と③の計算で使用する「所得税の税率」はそれぞれ異なる場合があります。
 税率を決定する基準が①では「所得税の課税所得額」、③では「住民税の課税総所得金額－
 人的控除差調整額－（所得税の基礎控除額－48万円）」となるためです。＜表Ⅰを参照＞

表Ⅰ

（例）「所得税の課税所得額」が890万円、
 「住民税の課税総所得金額－人的控除差調整額
 －（所得税の基礎控除額－48万円）」が910万円
 の場合

①の所得税の税率・・・23.483%

③の所得税の税率・・・33.693%

所得税の課税所得額／ 住民税の課税総所得額－人的控除差調整額 －（所得税の基礎控除額－48万円）	所得税率
～195万円以下	5.105%
195万円超～330万円以下	10.21%
330万円超～695万円以下	20.42%
695万円超～900万円以下	23.483%
900万円超～1800万円以下	33.693%
1800万円超～4000万円以下	40.84%
4000万円超～	45.945%

ふるさと納税の上限額を求める計算式

ふるさと納税の上限額（X）は下記の計算式により算出することができます。

$$\star X = \text{住民税所得割額} \times 20\% \div (90\% - \text{所得税率}) + 2 \text{ 千円}$$

注意：住民税所得割額は、寄附した年の所得等から算出するため、寄附する時点ではその額を算出することはできません。収入等が前年と大幅に変わらなければ前年の住民税所得割額を目安に計算してください。

「住民税からの控除（特例分）」の上限額が住民税所得割額の20%のため、【住民税からの控除（特例分）③の計算式＝住民税所得割額×20%】のとき、2千円を超える部分が全額控除となるふるさと納税の上限額となります。

そのため、ふるさと納税の上限額を「X」とすると【(X－2千円)×(90%(注1)－所得税率)＝住民税所得割額×20%】の計算式となり、ここから上限額「X」を求める式に直すと、上記☆の計算式となります。

（注1）90%はふるさと納税額全額（100%）から住民税からの控除（基本分）（10%）を引いた 100%－10%＝90%を表しています。

所得税率は、所得税の課税所得額に応じて段階的に分かれているため、☆の計算式は所得税の課税所得額の階層ごとに次の表の計算式に置き換えることができます。

表Ⅱ．総合課税の場合（申告分離課税と併せて課税される場合も同様）

所得税の課税所得額 注2	所得税率	上限額を求める計算式
～195万円以下	5.105%	X=住民税所得割額×23.558%+2千円
195万円超～330万円以下	10.21%	X=住民税所得割額×25.065%+2千円
330万円超～695万円以下	20.42%	X=住民税所得割額×28.743%+2千円
695万円超～900万円以下	23.483%	X=住民税所得割額×30.067%+2千円
900万円超～1800万円以下	33.693%	X=住民税所得割額×35.519%+2千円
1800万円以上～4000万円以下	40.84%	X=住民税所得割額×40.683%+2千円
4000万円超～	45.945%	X=住民税所得割額×45.397%+2千円

注 2

表Ⅱでは分かりやすいように所得税の課税所得額で階層を分けていますが、実際は「住民税の課税総所得金額－人的控除差調整額（所得税の人的控除額と住民税の人的控除額の差額の合計額）－（所得税の基礎控除額－48万円）」にて計算していますので、**所得税の課税所得金額と一致しない場合**があります。近い金額になります。目安としてご覧ください。

※所得税で寄附金控除をとる場合は表Ⅱであてはまる階層が変わる可能性があります。（住民税では所得控除ではなく、税額控除となるため）

所得税の課税所得額は、総所得金額から所得控除額（社会保険料控除や扶養控除などの合計額）を差し引いた金額（千円未満の端数は切捨て）をいいます。給与所得者の場合は、源泉徴収票の A 欄から B 欄を引いた金額です。

<下の図を参照>

令和7年分 給与所得の源泉徴収票													
支払を受ける者	住所又は居所	[受給者番号]											
		[税額名]											
種別	支払金額	給与所得控除後の金額 [個人控除額]					所得控除の額の合計額					源泉徴収税額	
		A					B						
給与・賞与	千円	円	千円	円	円	千円	円	千円	円	千円	円	円	
[源泉]控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別)控除の額		控除対象扶養親族等の数 (配偶者を除く)					16歳未満扶養親族の数		障害者の数 (本人を除く)		特別障害者の数
有	無	千円	円	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
特定親族特別控除の額		社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額					
千円		円		千円		円		千円		円			
[備考]													

なお、住民税所得割額は、住民税の課税所得額に税率（区民税 6%・都民税 4%）を乗じて算出した金額から調整控除額を差し引いた金額をいいます。

(注 3) 寄附金額が総所得金額等に対する上限額（所得税 40%、住民税 30%）を超える場合、又は住宅借入金等特別控除を受けている場合は、上記の計算式で求めた上限額分の控除を受けられない場合があります。なお、分離課税の上限額計算式は以下の通りです。

表Ⅲ. 申告分離課税のみの場合

所得税の所得区分	所得税率	上限額を求める計算式
上場株式等に係る配当所得	15.315%	X=住民税所得割額×26.779%+2千円
株式等に係る譲渡所得	15.315%	X=住民税所得割額×26.779%+2千円
先物取引に係る雑所得等	15.315%	X=住民税所得割額×26.779%+2千円
土地・建物等に係る長期譲渡所得	15.315%	X=住民税所得割額×26.779%+2千円
土地・建物等に係る短期譲渡所得	30.63%	X=住民税所得割額×33.687%+2千円
土地等に係る事業所得等	40.84%	X=住民税所得割額×40.683%+2千円

ふるさと納税の試算について

ふるさと納税（寄附）をした場合に、自己負担額 2,000 円を除いた全額が控除されるふるさと納税額や、ふるさと納税の上限額を試算することができます。

詳しくは、[住民税（特別区民税・都民税）の税額試算、申告書作成のページ](#)をご覧ください。

【ふるさと納税の上限額の計算例】

(例) 給与収入 600 万円

配偶者 (所得なし)

子ども 2 人 (高校生 1 人、小学生 1 人)

所得 : 4,360,000 円

所得控除額 : 1,920,000 円

所得税の課税所得金額 :

4,360,000 円 - 1,920,000 円 = 2,440,000 円

令和7年分 給与所得の源泉徴収票												
支払を受ける者	住所又は居所	渋谷区宇田川町1-1										
	氏名	渋谷 太郎										
	フリガナ	シブヤ タロウ										
種別	支払金額	給与所得控除後の金額		所得控除の額の合計額		源泉徴収税額						
給与・賞与	6,000,000	4,360,000	000	1,920,000	000	149,500	500					
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族等の数(配偶者を除く)		16歳未満扶養親族の数		障害者の数(本人を除く)		その他				
○	380,000	000	1	1	1							
特定親族特別控除の額		社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額				
400,000		000		80,000								
(摘要)												
新生命保険料の金額の内訳	100,000	旧生命保険料の金額		介護医療保険料の金額		新個人年金保険料の金額		旧個人年金保険料の金額				
住宅借入金等特別控除適用額		居住開始年月日(1回目)		住宅借入金等特別控除区分(1回目)		住宅借入金等年末残高(1回目)						
住宅借入金等特別控除適用額		居住開始年月日(2回目)		住宅借入金等特別控除区分(2回目)		住宅借入金等年末残高(2回目)						
配偶者の氏名	シブヤ 花子	区分	配偶者の合計所得		国民年金保険料等の金額		旧長期障害者保険料の金額		所得金額調整控除額			
氏名	シブヤ 花子	区分	0									
配偶者の氏名	シブヤ イチロウ	区分	シブヤ シロウ		所得金額調整控除額							
氏名	シブヤ イチロウ	区分	シブヤ シロウ									
氏名	シブヤ 太郎	区分										
氏名	シブヤ 太郎	区分										
氏名	シブヤ 太郎	区分										
氏名	シブヤ 太郎	区分										
氏名	シブヤ 太郎	区分										
氏名	シブヤ 太郎	区分										
氏名	シブヤ 太郎	区分										
氏名	シブヤ 太郎	区分										
未成年者	外国人	死亡退職者	乙種労働者	法人が種別	その他	ひとり親	勤労学生	中途退職・退職		受給者生年月日		
								就職	退職	年	月	日
								7		昭和	45	1
支払者	住所(居所)又は所在地	渋谷区渋谷1-18-21										
	氏名又は名称	渋谷商事株式会社 (電話) 03-3463-0000										

1. 住民税の所得割額を計算します。

住民税の課税総所得金額 : 4,360,000 円 - 1,546,000 円 (注4) = 2,814,000 円

(注4) 住民税の所得控除額 = 所得税の所得控除額 - 控除差調整額となっています。人的控除と生命保険料控除は所得税と住民税で控除額が異なり、住民税では以下となります。(カッコ内は所得税の所得控除額) 基礎控除 43 万円 (68 万円) / 配偶者控除 33 万円 (38 万円) / その他控除 33 万円 (38 万円) / 生命保険料控除 5 万 6 千円 (8 万円)

区民税所得割 : 2,814,000 円 × 6% - 1,500 円 (調整控除) = 167,300 円

都民税所得割 : 2,814,000 円 × 4% - 1,000 円 (調整控除) = 111,500 円

合計 278,800 円

住民税所得割額は 278,800 円となります。

2. 所得税の課税所得額が 2,440,000 円なので表 II 「所得税の課税所得額」 「195 万円超~330 万円以下」の上限額を求める計算式にあてはめます。

$$X = 278,800 \times 0.25065 + 2,000 \text{ 円} \approx 71,881 \text{ 円}$$

上記の場合、自己負担 2 千円で寄附できる限度額は 71,000 円となります。

ふるさと納税をされる方のための納税通知書等の見方

住民税所得割額の確認および寄附金税額控除を受けた金額を確認する方法は、徴収方法に応じて下記をご覧ください。

<普通徴収・併徴（普通徴収と特別徴収の両方）の場合>

「特別区民税・都民税 納税通知書 兼 決定通知書」をご覧ください。

	特別区民税	都民税
④ 算出税額計		
⑤ 調整控除額		
⑥ 税額控除額		
寄附金税額控除		
減 免 額		
⑦ 配当割等控除		
⑧ 所得割額		
⑨ 均等割額		

住民税所得割額：特別区民税と都民税のそれぞれで④－⑤（100円未満切捨て）を計算し、合算した金額

⑥および「寄附金税額控除」欄に、寄附金税額控除を受けた金額が記載されます。
 ※ふるさと納税以外の寄附をされた場合には、その金額も含まれます。

<特別徴収の場合>

「給与と所得等に係る特別区民税・都民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）」をご覧ください。

特別区民税	都民税
税額控除前所得割額④	税額控除前所得割額④
税額控除額⑤	税額控除額⑤
所得割額⑥	所得割額⑥
均等割額⑦	均等割額⑦
森林環境税額⑧	

住民税所得割額：特別区民税と都民税のそれぞれで④－調整控除額※（100円未満切捨て）を計算し、合算した金額
 ※調整控除額は⑤に記載されますが、⑤は他の税額控除（寄附金や配当、住宅ローンなど）も含むため、他の税額控除等があり調整控除額が不明な場合は、お手数ですが税務課までお問合せください。

（摘要）欄に、寄附金税額控除を受けた金額が記載されます。
 ※ふるさと納税以外の寄附をされた場合には、その金額も含まれます。

ふるさと納税の寄附金控除についてご不明点がございましたら、下記までお問合せください。

【問い合わせ先】

渋谷区役所 税務課 課税第一係・課税第二係

電話番号：03-3463-1719・1726（直通）